【令和４年 12 月 21 日　全員協議会】
産業経済部　商工課

資料２

被災中小企業等再建支援事業

１　事業の趣旨

・台風15号で被災した中小企業・小規模事業者を対象に、事業再建に要する経費の一部を補助することで、地域経済の持続性を維持する。
・県補助制度の対象とならない被災中小企業等を支援する。

２　補助対象者

市内に事業所を置く中小企業・小規模事業者など

３　補助対象要件

(1) 補助要件など
・要した現状復旧費（建物の修繕、機械設備の修繕・更新、営業用車両の修繕や更新など）を対象とする。
・保険金・その他公的補助等は対象経費から控除する。
・既に復旧が完了している事業者は、遡って対象とする。
・県の補助制度の対象となった事業者は対象としない。

(2) 中小企業への補助額など
・補助率　1/2
・補助金交付額の範囲　50千円～500千円

(3) 小規模事業者への補助額など
・補助率　2/3
・補助金交付額の範囲　50千円～500千円

４　予算規模

・7,800千円　　※対象件数　26件

５　その他

【参考：県の補助制度】
県議会12月定例会に静岡県が同様の補助制度に関する補正予算案を提出

●中小企業
・補助対象経費の範囲　1,000千円～4,000千円
・補助率　1/2
・補助金交付額　500千円（下限額）～2,000千円（上限額）

●小規模事業者
・補助対象経費の範囲　750千円～3,000千円
・補助率　2/3
・補助金交付額　500千円（下限額）～2,000千円（上限額）